

大阪府市エネルギー政策審議会共同設置規約に基づく協議事項等に関する協定書

(趣旨)

第1条 大阪府（以下「府」という。）と大阪市（以下「市」という。）が共同して設置する大阪府市エネルギー政策審議会（以下「審議会」という。）に係る大阪府市エネ政策審議会共同設置規約（以下「規約」という。）に基づき大阪府知事（以下「知事」という。）及び大阪市長（以下「市長」という。）の協議により定める事項及び知事が市長と協議しなければならない事項その他の事項については、この協定書に定めるとおりとする。

(委員等)

第2条 規約第6条第1項に定める委員の候補者については、選任予定日の前日までに知事及び市長の書面による協議により定めるものとする。

- 2 規約第6条第2項の規定により委員を解任する場合は又はその退任について承認を与える場合においては、知事は、解任又は退任の承認の予定日の前日までに市長と協議するものとする。
- 3 規約第8条第1項に定める会長（以下「会長」という。）は、必要があると認めるときは、有識者その他関係者に規約第9条に定める会議への出席を求めるものとする。

(対象とする経費)

第3条 規約10条第1項に定める審議会に要する経費は、次のとおりとする。

- (1) 会議に出席した委員に対して府が大阪府市エネルギー政策審議会の委員の報酬及び費用弁償に関する規則（令和元年大阪府規則第66号）第2条の規定に基づき支給する報酬。
- (2) 会議等に出席した委員に対して府が大阪府市エネルギー政策審議会の委員の報酬及び費用弁償に関する規則第3条の規定に基づき支給する実費弁償。ただし、会議の出席のために宿泊の必要が生じた場合においては、府は1回あたり職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）第17条第1項第1号の規定を準用し同条例別表第1に定める額に相当する宿泊料を支給するものとする。
- (3) 会議に出席した有識者に対して府が支給する1回あたり5,000円に相当する謝礼。
- (4) 会議に出席した有識者に対して府が証人等の実費弁償に関する条例（昭和40年大阪府条例第39号）第2条の規定に基づき支給する実費弁償。
- (5) 会議の開催に係る使用料及び役務費等の経費。
- (6) 知事が非常勤職員の災害補償に関する条例（昭和42年大阪府条例第39号）で定める補償を行う場合においては、知事が補償を受けるべき者に支給する補償。

(経費負担)

第4条 前条各号の経費（以下「報酬等」という。）については、府市がそれぞれ2分の1の額を負担するものとする。ただし、専ら府の権限に属する事項であって市の権限が及ばない事項に係る調査審議に関する報酬等については、府が全額を負担し、専ら市の権限に属

する事項であつて府の権限が及ばない事項に係る調査審議に関する報酬等については、市が全額を負担する。

(負担金の額の決定及び交付時期)

第5条 規約第10条第1項に定める府市が負担すべき額については、次のとおり決定するものとする。

- (1) 府は、委員及び有識者が出席した実績に基づき、報酬等について開催のつど集計表を作成し、市に送付する。
 - (2) 市は、前号の規定による集計表の送付を受けたときは、速やかに集計表の内容を検収し、疑義がない場合は府へその旨を通知し、疑義がある場合は府と市で協議する。
 - (3) 府は、前号の通知があった場合又は協議が整った場合は、集計表に基づき、委員及び有識者等に対して報酬等を支払う。
 - (4) 府は、前条の規定に基づき市が負担すべき額（円単位未満は切り捨て。）について、年度分を取りまとめて当該年度の3月31日までに市に請求する。
- 2 規約第10条第3項に定める負担金の交付時期については、府が前項第4号の規定に基づき市に請求してから30日以内とする。

(決算報告)

第6条 規約第12条に定める決算報告については、知事が審議会に関する決算を大阪府議会の認定に付したときに、当該決算を速やかに書面により市長に報告するものとする。

(委員の身分取扱いに関する条例、規則その他の規程)

- 第7条 規約第13条第1項に定める委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例、規則その他の規程（以下「規程等」という。）を制定し、又は改廃する場合においては、府は、制定又は改廃の予定日の前日までに書面により市と協議するものとする。
- 2 規約第13条第2項に定める公表については、府が規程等を制定し、又は改廃したときに、市長が当該規程等を速やかに市のホームページその他の手段により公表するものとする。

(会議等の運営)

第8条 会議等の事務局は府市が共同して行うこととし、府の権限に属する事項に係る調査審議に関する事務は府でとりまとめ、市の権限に属する事項に係る調査審議に関する事務は市でとりまとめ、府市共通の事項に係る調査審議に関する事務については、府市共同でとりまとめることとする。

(その他)

第9条 規約第15条に定める知事及び市長の協議については、協議が必要な事項が発生したときに、府市が相互に連携し、速やかに協議を開始するものとする。

- 2 この協定書に定めのない事項又は解釈について疑義が生じたときは、府市協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、府市記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年1月20日

大阪府
代表者 大阪府知事 吉村 洋文

大阪市
代表者 大阪市長 松井 一郎